

「高槻市廃棄物処理施設の設置に係る 手続の特例に関する条例」を制定

6月定例会において、議員提出議案として「高槻市廃棄物処理施設の設置に係る手続の特例に関する条例」が6月22日に提案され、全員賛成で可決しました。条例の概要等については下記のとおりです。

なお、条例の全文については、市議会ホームページ「可決された議員提出議案等（意見書・決議等、請願）」で閲覧できます。

条例を制定する理由

近年、生活環境への関心の高まりに伴い、不安や不信感も高まっていることから、特に環境負荷の高い産業廃棄物処理施設において、合意形成に係る手続きを制度化することで相互理解を促し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に示される生活環境の保全を図ることを目的に、新たな条例を制定しました。

条例の概要

目的

廃棄物処理施設が住民の生活環境に及ぼす影響の重要性に鑑み、廃棄物処理施設の設置に係る手続きの特例を定めることにより、住民の生活環境の保全を図ることを目的とする。

住民の同意

廃棄物処理施設を設置しようとする者（以下「事業者」という。）は、法に基づく申請書の提出前に、当該施設から500メートル以内にある自治会の、5分の4以上の自治会から同意を得なければならない。この場合において、同意を得た自治会の世帯数の合計は、同意の対象となる自治会を構成する全世帯の5分の4以上とならなければならない。

同意書

事業者は、自治会からの同意を得たときは、同意書を申請書に添付しなければならない。また、市長は、同意書の添付がないときは、許可をしてはならない。

この条例は、公布の日（平成29年6月23日）から施行し、同日以後に行われる許可の申請に係る手続きについて適用する。